

# 情報提供

那医発第 107 号  
令和 4 年 6 月 3 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 山城千秋  
副 会 長 友利博朗



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。  
沖縄県医師会より「令和 4 年度労災診療費算定基準の一部改定に伴う自賠責保険診療費算定基準（自賠責新基準）の取扱いについて」が届きましたので情報提供します。つきましては、当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

.....記.....

沖医発第 290 号 (F)  
令和 4 年 5 月 31 日

地区医師会労災・自賠責保険担当理事 殿

沖縄県医師会  
理事 玉城 研太郎  
(労災・自賠責保険担当理事)

## 令和 4 年度労災診療費算定基準の一部改定に伴う自賠責保険診療費算定基準 (自賠責新基準)の取扱いについて

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会より、標記の件について以下のとおり通知がありますので、ご連絡申し上げます。

本通知は、健康保険診療報酬点数表等の改定に伴い、本年 4 月 1 日より労災診療費算定基準の一部が改定された事から、自賠責保険診療費算定基準(自賠責新基準)の取扱いにつきましても、本年 4 月 1 日の診療より改定後の労災診療費算定基準に準じた算定方法により請求することとなる旨の案内となっております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただきますとともに、貴管下関係機関へ、周知方についてご配当下さいようお願い申し上げます。

なお、添付資料は省略しておりますので、当文書は本会文書映像データ管理システムをご確認くださいようお願い申し上げます。

沖縄県医師会業務 1 課：野波、平木  
TEL：098-888-0087  
FAX：098-888-0089  
E-mail：g1@okinawa.med.or.jp